熊本県棚田マスコットキャラクター「ダンダン」　利用ガイドライン

（趣旨）

1　このガイドラインは、県が管理する、熊本県棚田マスコットキャラクター「ダンダン」（以下「ダンダン」という。）を、個人及び企業が利用するために必要な事項を定める。

（目的）

２　ダンダンの利用は、熊本県の棚田振興、観光振興、産業振興、県民の福祉の向上、県内の経済活動の活性化及び熊本県の知名度向上を図ることを目的とする。

（利用の対象者）

3　ダンダンは個人及び法人共に第2項の目的にあてはまる者は無償で使用できる。但し、利用条件により利用許可申請を行う必要がある。

（利用申請）

4　ダンダンの利用を希望する者は、必要に応じて熊本県棚田マスコットキャラクター「ダンダン」利用申請書（様式第1号）にて申請を行うこと。但し、申請内容によっては不許可となる場合がある。

　　なお、熊本県が主導して行う利用に関してはこの限りでない。また、下記条件以外での利用はその都度県との協議が必要である。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請内容 | 申請要否 |
| 1.非営利目的で行う活動にイラスト等を使用する場合。 | 不要 |
| 2.ダンダンが出動するイベントで撮影した写真を個人のSNSやwebサイト等で使用する場合。 | 不要 |
| 3．ダンダンをモチーフにした作品を制作する場合。（無償での大量配布及び有償で販売する場合を除く） | 不要 |
| 4.ダンダンをモチーフにした作品を制作し、配布又は販売する場合。（フリーマーケット等も含む） | 要 |
| 5.ダンダンを販売中の商品のパッケージに使用する場合。 | 要 |
| 6.書籍等の印刷物及びwebメディア等でダンダンのイラスト等を使用する場合。（県から依頼した場合を除く） | 要 |
| 7.ダンダンをモチーフにしたグッズ及び商品を制作・販売する場合。 | 要 |
| 8.ダンダンが出動するイベントの告知及び報告にイラスト等を使用する場合。 | 不要 |
| 9.上記にあてはまらない利用 | 県と協議 |

（禁止事項）

5　ダンダンはキャラクター利用の目的に適合していれば誰でも利用できるものとする。但し、以下の場合は利用を認めない。

　（イ）ダンダンの画像（別紙）以外の利用

　（ロ）公序良俗に反するもの

　（ハ）熊本県や他者の品位を貶めるような利用

　（ニ）キャラクターのイメージを著しく損なう利用

　（ホ）熊本県外の業者のみが利益を得るような利用、及び他者の権利を侵害するまたは侵害の恐

れがある利用

　（ヘ）熊本県、ダンダン、熊本県の特産品、及び熊本県内の企業の宣伝にならない利用

（申請方法）

6　申請は、熊本県棚田マスコットキャラクター「ダンダン」利用申請書（様式第１号）に記入押印のうえ、郵送又は持参により熊本県むらづくり課に提出すること。

　（許可の方法）

7　熊本県むらづくり課は、申請書の内容が適正と認められる場合、熊本県棚田マスコットキャラクター「ダンダン」利用許可書（様式第2号）を申込者に交付する。

8　（問い合わせ）

　熊本県むらづくり課

　（住所）〒862-8570　熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

　（電話）096-333-2415

　（FAX）096-385-5025

9　（附則）

　　本ガイドラインは令和２年（２０２０年）３月１０日より発効する。